

令和4年4月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年4月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社北浦商運（法人番号：3050001033891） 代表者 石間 克彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県行方市小貫2668-1 (本社営業所) 茨城県行方市玉造甲6487-11
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年3月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
2. (4) 但し書き参照)

令和4年4月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年4月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	城西観光株式会社（法人番号：4050001032835） 代表者 稲葉 重雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県結城市武井585-2 (栃木営業所) 栃木県小山市大字東野田宇宮山2151-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年1月13日及び令和4年2月25日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2.(4)但し書き参照)